

最低賃金の引き上げに関する会長声明

1. 2008年7月に施行された改正最低賃金法は、最低賃金を定めるにあたっては労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護基準との整合性を求めている（9条3項）。この法改正を受けて、最低賃金は全国平均で、2008年においては、時給703円（前年比16円増）、2009年においては、時給713円（前年比10円増）と従来と比較し大幅な引き上げが行われることとなった。兵庫県でも、2008年においては、時給712円（前年比15円増）、2009年においては時給721円（前年比9円増）と引き上げがなされている。
2. しかしながら、最低賃金水準は、厚生労働省の調査によっても、兵庫県を含む12都道府県において、なお生活保護基準を下回っているとのことである。全国平均の時間給713円で1日8時間、月22日間働いたとしても、月額給与は12万5488円、年収150万5856円にしかない。先進諸外国と比較してもわが国の最低賃金は低い水準に位置している。家計をパート・派遣等の非正規雇用に依存する労働者が急増し、働いても働いても人間らしい生活ができない「ワーキングプア」が社会問題となっている今日、最低賃金の引き上げは緊急の課題である。
3. 現在、中央最低賃金審議会において最低賃金改定が論議されており、今後各都道府県において地域別最低賃金が定められることとなっている。長引く経済不況のもと中小零細事業者の経営への影響などから最低賃金の引き上げに消極的な論調も見受けられる。しかしながら、改正最低賃金法が定めた生活保護基準との整合性の確保は、国民の生存権保障に直結する緊急の要請であり、最低でも兵庫県を含め生活保護基準との「逆転」が生じている都道府県の解消は直ちに実現されなければならない。そして中小零細事業者の経営支援等の施策に配慮しつつ、改正最低賃金法に基づく最低賃金の大幅引き上げを実現することを求める次第である。

2010年(平成22年)8月6日

兵庫県弁護士会

会長 乗 鞍 良 彦